

例)

初めて就労継続支援B型を利用したい

利用希望者が

- ・ 50歳に達している方
- ・ 障害基礎年金1級を受給している方
- ・ 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業で働くことが困難になった方 等

非該当

・いつから利用ができるか？
・継続的な通所ができるか？
(事業所の送迎があるかなど) 等
を確認してください

該当

就労選択支援事業所へ連絡

就労選択支援事業所への利用が困難な場合
例)
・利用まで長期間の待機が必要
・継続的な通所が困難 等

障がい福祉課に相談

就労選択支援の手続き・利用

就労移行支援の手続き・利用

就労継続支援B型の手続き・利用